

熊本県公報

号外 第65号
平成17年12月16日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(行政経営課)	3
○熊本県環境保全基金条例の一部を改正する条例	(環境政策課)	8
○熊本県畳表格付条例の一部を改正する条例	(農産課)	8
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部)	9

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 1 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとし、別表を改正することとした。(別表関係)
 - (1) 公有水面埋立法に基づく事務のうち、市町管理漁港の漁港区域内の埋立免許に関する事務
移譲先：熊本市及び宇城市(別表第1号関係)
 - (2) 地方自治法に基づく事務のうち、市町村区域内の町及び字界の変更の届出の受理、告示に関する事務及び新たに生じた土地の確認に関する事務
移譲先：熊本市、人吉市、水俣市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、城南町、富合町、美里町、長洲町、植木町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、芦北町、津奈木町、あさぎり町及び苓北町(別表第2号関係)
 - (3) 国有財産法に基づく事務のうち、市町管理漁港の漁港区域内の農林水産大臣所管に属する国有財産に関する事務
移譲先：熊本市、宇城市及び苓北町(別表第4号関係)
 - (4) 漁港漁場整備法及び熊本県漁港管理条例に基づく事務のうち、県管理漁港の区域内の水域等における占用の許可等に関する事務
移譲先：宇土市、上天草市及び苓北町(別表第8号関係)
 - (5) 港湾法及び熊本県港湾管理条例に基づく事務のうち、港湾区域、港湾隣接地域の占用の許可等に関する事務
移譲先：上天草市及び苓北町(別表第10号関係)
 - (6) 農地法に基づく事務のうち、農地の権利移動の許可等に関する事務
移譲先：熊本市及び人吉市(別表第12号関係)
 - (7) 土地区画整理法に基づく事務のうち、土地区画整理事業の建築行為等の制限許可等に関する事務
移譲先：熊本市(別表第13号関係)
 - (8) 海岸法及び熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例に基づく事務のうち、海岸保全区域の占用の許可等に関する事務
移譲先：宇土市、上天草市及び苓北町(別表第15号関係)
 - (9) 海岸法及び熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例に基づく事務のうち、一般公共海岸区域の占用の許可等に関する事務
移譲先：上天草市及び苓北町(別表第15号関係)
 - (10) 分収林特別措置法に基づく事務のうち、分収林契約に係る募集等の届出の受理、変更勧告等に関する事務
移譲先：芦北町(別表第17号関係)
 - (11) 工場立地法に基づく事務のうち、特定工場新設等の届出の受理等に関する事務
移譲先：八代市、宇土市及び長洲町(別表第18号関係)
 - (12) 老人福祉法に基づく事務のうち、老人居宅生活支援事業等の届出の受理等に関する事務
移譲先：八代市及び小国町(別表第19号関係)
 - (13) 騒音規制法に基づく事務のうち、地域の指定、規制基準の設定に関する事務

- 移譲先：八代市、山鹿市及び苓北町（別表第21号関係）
- (14) 都市計画法に基づく事務のうち、都市計画施設等の区域内における建築の規制、都市計画の決定又は変更に当たっての土地の試掘等の許可等に関する事務
- 移譲先：菊池市（別表第22号関係）
- (15) 悪臭防止法に基づく事務のうち、地域の指定、規制基準の設定に関する事務
- 移譲先：八代市、山鹿市及び苓北町（別表第25号関係）
- (16) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務のうち、公有地の買取りの届出等に関する事務
- 移譲先：玉名市、山鹿市及び菊池市（別表第26号関係）
- (17) 振動規制法に基づく事務のうち、地域の指定、規制基準の設定に関する事務
- 移譲先：八代市、山鹿市及び苓北町（別表第28号関係）
- (18) 計量法に基づく事務のうち、商品量目の立入検査に関する事務
- 移譲先：八代市（別表第29号関係）
- (19) 鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）の全部改正により鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）が制定されたことに伴う記載位置の変更（別表第30号関係）
- (20) 熊本県港湾管理条例に基づく事務のうち、港湾施設の使用の許可等に関する事務
- 移譲先：上天草市及び苓北町（別表第48号関係）
- (21) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく事務のうち、騒音に関する規制基準の設定に関する事務
- 移譲先：八代市、山鹿市及び苓北町（別表第49号関係）
- (22) 熊本県理容師法施行条例に基づく事務のうち、理容所以外の場所で業務をする場合の承認に関する事務
- 移譲先：熊本市（別表第56号関係）
- (23) 熊本県美容師法施行条例に基づく事務のうち、美容所以外の場所で業務をする場合の承認に関する事務
- 移譲先：熊本市（別表第57号関係）
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- 3 条例の制定に伴う経過措置（附則関係）
- 条例の施行の際知事が行った処分等で効力を有するもの又は条例施行日前に知事に対してなされた申請等は、条例施行日以降事務を移譲する市町村の長の行った処分等又は条例施行日以降事務を移譲する市町村の長に対してなされた申請等とみなす旨の経過措置を定めることとした。

◇熊本県環境保全基金条例の一部を改正する条例

- 1 最低積立額を見直し、「基金の額は、4億円とする。」を「基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算で定める。」に全部改正することとした。（第2条関係）
- 2 条例第6条に規定する「前条に定める」を「第4条に定める事業に要する経費に充てる」に改め、「に属する現金」を削ることとした。
- 3 その他関係規定を整備することとした。
- 4 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇熊本県畳表格付条例の一部を改正する条例

- 1 条例制定の根拠規定を改めることとした。（第1条関係）
- 2 文言の整理を行うこととした。（第1条、第2条、第3条及び附則関係）
- 3 この条例は、平成18年3月1日から施行することとした。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、平成21年3月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- 4 熊本県畳表格付条例の改正に伴い、熊本県手数料条例及び熊本県収入証紙条例の改正を行うこととした。（附則第2項及び第3項関係）

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 平成17年8月1日、新「八代市」が設置され、新たな住所表記に移行したことから、暫定的に表記していた熊本県氷川警察署の管轄区域を本来の住所表記に変更することとした。
- 2 平成18年3月27日、本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町が合併設置し、天草市が設置されることに伴い、熊本県本渡警察署の名称を熊本県天草警察署に変更（熊本県牛深警察署の名称変更なし）するとともに、住民の利便性、警察業務の効率性等を考慮し、天草郡天草町大江の一部である通称「向辺田地区」を熊本県本渡警察署から熊本県牛深警察署に管轄区域を変更することとした。
- 3 施行日
 - (1) 別表熊本県氷川警察署の項の改正規定

公布の日
 (2) 別表熊本県本渡警察署の項及び熊本県牛深警察署の項の改正規定
 平成 18年 3月 27日

条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 12月 16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 94号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成 11年熊本県条例第 58号)
 の一部を次のように改正する。
 別表中第 1号を次のように改める。

<p>1 公有水面埋立法(大正 10年法律第 57号。以下この号において「法」という。)及び公有水面埋立法施行令(大正 11年勅令第 194号。以下この号において「施行令」という。)に基づく事務(市町管理漁港の漁港区域内の埋立てに関する事務に限り、法第 47条第 1項の規定により国土交通大臣の認可を受けべき埋立てに関する事務を除く。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 2条第 1項の規定による免許に関する事務</p> <p>(2) 法第 3条第 1項の規定による告示、縦覧及び意見の聴取に関する事務</p> <p>(3) 法第 6条第 3項の規定による裁定に関する事務</p> <p>(4) 法第 10条の規定による命令に関する事務</p> <p>(5) 法第 11条の規定による告示に関する事務</p> <p>(6) 法第 12条第 1項の規定による免許料の徴収に関する事務</p> <p>(7) 法第 13条の 2第 1項の規定による許可に関する事務</p> <p>(8) 法第 14条第 1項の規定による許可に関する事務</p> <p>(9) 法第 16条第 1項の規定による許可に関する事務</p> <p>(10) 法第 22条第 1項の規定による認可に関する事務</p> <p>(11) 法第 23条第 1項ただし書の規定による許可に関する事務</p> <p>(12) 法第 24条第 1項ただし書の規定による免許条件の設定に関する事務</p> <p>(13) 法第 25条の規定による下付に関する事務</p> <p>(14) 法第 27条第 1項の規定による許可に関する事務</p> <p>(15) 法第 29条第 1項の規定による許可に関する事務</p> <p>(16) 法第 30条の規定による命令に関する事務</p> <p>(17) 法第 31条の規定による命令に関する事務</p> <p>(18) 法第 32条第 1項の規定による免許その他の処分取消し若しくは効力の制限又は免許条件の変更及び命令に関する事務</p> <p>(19) 法第 33条第 1項の規定による更正及び命令に関する事務</p> <p>(20) 法第 34条第 1項ただし書の規定による免許の効力の復活に関する事務</p> <p>(21) 法第 35条第 1項ただし書の規定による原状回復義務の免除に関する事務</p> <p>(22) 施行令第 8条ただし書の規定による許可に関する事務</p>	<p>熊本市、宇城市</p>
--	----------------

別表中第 43号を第 59号とし、第 42号を第 58号とし、第 41号を第 55号とし、同号の次に次の 2号を加える。

<p>56 熊本県理容師法施行条例(平成 12年熊本県条例第 17号)第 4条第 1項第 3号の規定による承認に関する事務</p>	<p>熊本市</p>
<p>57 熊本県美容師法施行条例(平成 12年熊本県条例第 18号)第 4条第 1項第 3号の規定による承認に関する事務</p>	<p>熊本市</p>

別表中第40号を第54号とし、第36号から第39号までを14号ずつ繰り下げ、同表第35号事務の欄(3)中「エ」を「オ」とし、「ウ」を「エ」とし、「イ」を「ウ」とし、「ア」を「イ」とし、同欄(3)にアとして次のように加える。

ア 条例第42条第1項の規定による規制基準の設定に関する事務

別表第35号市町村等の欄中「(3)に掲げる事務にあっては各市町村」を「(3)アに掲げる事務にあっては八代市、山鹿市、苓北町、(3)イからオまでに掲げる事務にあっては各市町村」に改め、同号を同表第49号とする。

別表第34号事務の欄中「昭和41年熊本県条例第42号。」を削り、「及び百貫港」を「、百貫港、本渡港及び大門港」に、「2号待合所」を「二号待合所」に改め、同欄(1)中「棧橋」の次に「、浮棧橋」を加え、同欄(3)中「取消し、変更及び命令」を「許可の取消し、許可条件の変更及び命令」に改め、「((1)の許可に係るものに限る。)」を削り、同欄(3)を同欄(4)とし、同欄(2)中「((1)の許可に係るものに限る。)」を削り、同欄(2)を同欄(3)とし、同欄(1)の次に次のように加える。

(2) 条例第5条第1項の規定による許可((1)に掲げる許可を除く。)に関する事務
別表第34号市町村等の欄中「熊本市、天草市、上天草市、宇城市、長洲町、芦北町、苓北町」を「(1)に掲げる事務にあっては熊本市、天草市、上天草市、宇城市、長洲町、芦北町、苓北町、(2)から(4)までに掲げる事務にあっては上天草市、苓北町、(3)に掲げる事務((1)の許可に係るものに限る。)及び(4)に掲げる事務((1)の許可に係るものに限る。)にあっては熊本市、天草市、宇城市、長洲町、芦北町」に改め、同号を同表第48号とする。

別表中第33号を第47号とし、第17号から第32号までを14号ずつ繰り下げる。

別表中第16号を第27号とし、同号の次に次の3号を加える。

<p>28 振動規制法(昭和51年法律第64号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による地域の指定に関する事務</p> <p>(2) 法第3条第3項(法第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公示に関する事務</p> <p>(3) 法第4条第1項の規定による規制基準の設定に関する事務</p> <p>(4) 法第20条の規定による協力の要請又は意見の開陳に関する事務</p>	<p>八代市、山鹿市、苓北町</p>
<p>29 計量法(平成4年法律第51号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第15条第1項の規定による必要な措置の勧告に関する事務</p> <p>(2) 法第15条第2項の規定による勧告に従わなかった旨の公表に関する事務</p> <p>(3) 法第15条第3項の規定による勧告に係る措置命令に関する事務</p> <p>(4) 法第148条の規定による立入検査に関する事務(法第12条及び第13条に規定する特定商品に限る。)</p> <p>(5) 法第150条第1項の規定による特定物象量の表記の抹消処分に関する事務</p> <p>(6) 法第150条第2項の規定による抹消処分の理由の告知に関する事務</p>	<p>八代市</p>
<p>30 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この号において「法」という。)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下この号において「施行規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第9条第1項の規定による許可(スズメ、ニュウナイスズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス、ドバト、キジバト、カルガモ、ノイヌ、ノネコ、ノウサギ及びイノシシの捕獲に係るものに限る。)に関する事務</p> <p>(2) 法第9条第7項の規定による許可証((1)の許可に係るものに限る。以下同じ。)の交付に関する事務</p> <p>(3) 法第9条第8項の規定による従事者証((1)の許可に係るものに限る。以下同じ。)の交付に関する事務</p> <p>(4) 法第9条第9項の規定による許可証及び従事者証の再交付に関する事務</p> <p>(5) 法第9条第11項の規定による許可証及び従事者証の返納の受理に関する事務</p>	<p>各市町村</p>

<ul style="list-style-type: none"> (6) 法第 75 条第 1 項の規定による報告の徴収 ((1) の許可に係るものに限る。) に関する事務 (7) 法第 75 条第 3 項の規定による立入検査 ((1) の許可に係るものに限る。) に関する事務 (8) 施行規則第 7 条第 10 項及び第 12 項の規定による届出 (許可証に係るものに限る。) の受理に関する事務 (9) 施行規則第 7 条第 11 項及び第 13 項の規定による届出 (従事者証に係るものに限る。) の受理に関する事務 	
--	--

別表中第 15 号を第 24 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

<p>25 悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号。以下この号において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第 3 条の規定による規制地域の指定に関する事務 (2) 法第 4 条の規定による規制基準の設定に関する事務 (3) 法第 5 条第 2 項の規定による意見の聴取に関する事務 (4) 法第 6 条の規定による公示に関する事務 (5) 法第 21 条第 1 項の規定による協力の要請に関する事務 	八代市、山鹿市、苓北町
<p>26 公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和 47 年法律第 66 号。以下この号において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第 4 条第 1 項の規定による届出の受理に関する事務 (2) 法第 5 条第 1 項の規定による申出の受理に関する事務 (3) 法第 6 条第 1 項の規定による決定及び通知に関する事務 (4) 法第 6 条第 3 項の規定による通知に関する事務 	玉名市、山鹿市、菊池市

別表中第 14 号を第 23 号とし、同表第 13 号事務の欄 (4) 中「(1)、(2) 及び (3)」を「(1) から (10) まで」に改め、同表中同欄 (4) を同欄 (11) とし、同欄 (3) を同欄 (10) とし、同欄 (2) を同欄 (4) とし、同欄 (4) の次に次のように加える。

- (5) 法第 53 条第 1 項の規定による都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築の許可に関する事務
- (6) 法第 55 条の規定による都市計画施設の区域内の土地の指定及び事業予定地内における建築の許可の基準の特例の設定に関する事務
- (7) 法第 56 条第 1 項から第 3 項までの規定による事業予定地内の土地の買取りに関する事務
- (8) 法第 57 条第 1 項から第 3 項までの規定による事業予定地内の土地の先買い等に関する事務
- (9) 法第 65 条第 1 項の規定による制限行為の許可に関する事務

別表第 13 号事務の欄中 (1) を同欄 (3) とし、同欄 (3) の前に次のように加える。

- (1) 法第 26 条第 1 項の規定による土地の試掘等の許可に関する事務
 - (2) 法第 27 条第 2 項の規定による許可証の発行に関する事務
- 別表第 13 号市町村等の欄中「各市 (熊本市及び上天草市を除く。)」を「(1)、(2) 及び (5) から (9) までに掲げる事務にあつては菊池市、(3)、(4)、(10) 及び (11) に掲げる事務にあつては各市 (熊本市及び上天草市を除く。菊池市にあつては (10) に掲げる事務のうち、施行規則第 39 条第 1 項に関する事務を除く。)」に改め、同号を同表第 22 号とし、第 12 号を第 20 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

<p>21 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号。以下この号において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第 3 条第 1 項の規定による地域の指定に関する事務 (2) 法第 3 条第 3 項 (法第 4 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による公示に関する事務 (3) 法第 4 条第 1 項の規定による規制基準の設定に関する事務 (4) 法第 22 条の規定による協力の要請又は意見の開陳に関する事務 	八代市、山鹿市、苓北町
--	-------------

別表中第 11 号を第 16 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

<p>17 分収林特別措置法 (昭和 33 年法律第 57 号。以下この号において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出の受理に関する事務 	芦北町
---	-----

<ul style="list-style-type: none"> (2) 法第6条第1項の規定による勧告に関する事務 (3) 法第6条第2項（法第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表に関する事務 (4) 法第7条第2項の規定による勧告に関する事務 (5) 法第8条の規定による報告の徴収に関する事務 	
<p>18 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第6条第1項の規定による届出の受理に関する事務 (2) 法第7条第1項及び法第8条第1項の規定による変更の届出の受理に関する事務 (3) 法第9条第1項及び第2項の規定による勧告に関する事務 (4) 法第10条第1項の規定による変更の命令に関する事務 (5) 法第11条第2項の規定による期間の短縮に関する事務 (6) 法第12条の規定による変更の届出の受理に関する事務 (7) 法第13条第3項の規定による承継の届出の受理に関する事務 (8) 工場立地法の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定による変更の届出の受理に関する事務 	八代市、宇土市、長洲町
<p>19 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（（1）から（3）までに掲げる事務にあっては、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者につき行われる老人居宅生活支援事業に係るものに限る。（4）から（6）までに掲げる事務にあっては、介護保険法の規定による認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者を通わせる老人デイサービスセンターに係るものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第14条の規定による事業の開始の届出の受理に関する事務 (2) 法第14条の2の規定による事業に係る変更の届出の受理に関する事務 (3) 法第14条の3の規定による事業に係る廃止又は休止の届出の受理に関する事務 (4) 法第15条第2項の規定による施設の設置の届出の受理に関する事務 (5) 法第15条の2第1項の規定による施設の設置に係る変更の届出の受理に関する事務 (6) 法第16条第1項の規定による施設の設置に係る廃止又は休止の届出の受理に関する事務 	八代市、小国町
<p>別表中第10号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。</p>	
<p>15 海岸法（昭和31年法律第101号。以下この号において「法」という。）及び熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第30号。以下この号において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第7条第1項の規定による海岸保全区域の占用の許可に関する事務 (2) 法第8条第1項の規定による海岸保全区域における制限行為の許可に関する事務 (3) 法第12条の規定による海岸保全区域における監督処分に関する事務 (4) 法第12条の2の規定による海岸保全区域における損失の補償に関する事務 (5) 法第37条の4の規定による一般公共海岸区域の占用の許可に関する事務 	<p>(1) から (4) まで及び (9) に掲げる事務にあっては宇土市、上天草市、苓北町、(5) から (8) までに掲げる事務にあっては上天草市、苓北町</p>

<ul style="list-style-type: none"> (6) 法第 37 条の 5 の規定による一般公共海岸区域における制限行為の許可に関する事務 (7) 法第 37 条の 8 で準用する法第 12 条の規定による一般公共海岸区域における監督処分に関する事務 (8) 法第 37 条の 8 で準用する法第 12 条の 2 の規定による一般公共海岸区域における損失の補償に関する事務 (9) 条例第 2 条第 1 項の規定による海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用料又は土石採取料の徴収に関する事務 	
--	--

別表第 9 号市町村等の欄中「各市（熊本市及び上天草市を除く。）」を「各市（上天草市を除く。熊本市については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 49 の 18 の規定により中核市が処理することとされている事務を除く。）」に改め、同号を同表第 13 号とする。

別表中第 8 号を第 11 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

<p>12 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定による許可に関する事務</p>	熊本市、人吉市
--	---------

別表中第 7 号を第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

<p>10 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下この号において「法」という。）及び熊本県港湾管理条例（昭和 41 年熊本県条例第 42 号。以下この号において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第 37 条第 1 項の規定による制限行為の許可に関する事務 (2) 条例第 6 条の 2 第 1 項の規定による占用料又は土砂採取料の徴収に関する事務 (3) 条例第 12 条の規定による許可の取消し、許可条件の変更及び命令に関する事務（(1) の許可に係るものに限る。） 	上天草市、苓北町
---	----------

別表第 6 号事務の欄中「」の施行のための規則に基づく事務であって別に規則で定めるものを「。以下この号において「法」という。）及び熊本県漁港管理条例（昭和 37 年熊本県条例第 17 号。以下この号において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるものに改め、同欄に次のように加える。

- (1) 法第 39 条第 1 項の規定による許可に関する事務
- (2) 法第 39 条第 4 項の規定による協議に関する事務
- (3) 法第 39 条の 2 第 1 項（法第 39 条第 5 項の規定に関するものを除く。）の規定による許可の取消し、効力の停止又は許可条件の変更及び命令に関する事務
- (4) 法第 39 の 2 第 2 項の規定による命令に関する事務
- (5) 条例第 15 条の 2 の規定による土砂採取料又は占用料の徴収に関する事務
- (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

別表第 6 号市町村等の欄中「熊本市」の前に「(1) から (5) までに掲げる事務にあっては宇土市、上天草市、苓北町、(6) に掲げる事務にあっては」を加え、同号を同表第 8 号とし、同表中第 3 号から第 5 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

<p>4 国有財産法（以下この号において「法」という。）に基づく農林水産大臣の所管に属する国有財産に関する事務（国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）第 6 条第 2 項第 1 号イに規定する国有財産に関する事務のうち、市町管理漁港の区域内の事務に限る。）のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第 8 条の規定による引継ぎ（面積が 2,000 平方メートルを超えない国有財産に係るものに限る。）に関する事務 (2) 法第 31 条の 2 第 1 項の規定による立入りに関する事務 (3) 法第 31 条の 3 第 1 項の規定による協議に関する事務 (4) 法第 31 条の 4 第 2 項の規定による決定に関する事務 (5) 法第 31 条の 5 第 1 項の規定による通告の受理に関する事務 (6) 法第 31 条の 5 第 3 項の規定による通知及び公告に関する事務 (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、法第 5 条の規定による管理（境界確定に係るもの及び面積が 2,000 平方メートルを超えない国有財産 	熊本市、宇城市、苓北町
--	-------------

の用途廃止に係るものに限る。)に関する事務 (8) 土地改良法第5条第6項(同法第85条第5項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定による承認に関する事務	
--	--

別表中第1号の次に次の1号を加える。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条の5第1項の規定による届出の受理に関する事務 (2) 法第9条の5第2項の規定による告示に関する事務 (3) 法第260条第1項の規定による届出の受理に関する事務 (4) 法第260条第2項の規定による告示に関する事務	熊本市、人吉市、水俣市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、城南町、富合町、美里町、長洲町、植木町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、芦北町、津奈木町、あさぎり町、苓北町
--	---

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以降においては新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以降における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

熊本県環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第95号

熊本県環境保全基金条例の一部を改正する条例
 熊本県環境保全基金条例(平成2年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。
 第2条を次のように改める。
 (積立て)
 第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。
 第4条中「熊本県一般会計歳入歳出予算」を「予算」に改める。
 第6条中「前条に定める」を「第4条に定める事業に要する経費に充てる」に改め、「に属する現金」を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県畳表格付条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第96号

熊本県畳表格付条例の一部を改正する条例
 熊本県畳表格付条例(昭和48年熊本県条例第54号)の一部を次のように改正する。
 第1条中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「法」という。)第14条第1項」を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第67号)附則第3条第1項」に、「格付け」を「格付」に、「行なう」を「行う」に改める。
 第2条中「法」を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第7条第1項の規定」に改める。
 第3条の見出し中「格付け」を「格付」に改め、同条第1項中「格付けは、」を「格付は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成17年農林水産省令第88号)附則第2条の規定によりなおその効力を有するとされる同省令による改正前の」に改め、「。以下「省令」という。」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「格付け」を「格付」に、「行なった」を「行った」に、「省令第28

条で」を「別に」に、「附する」を「付する」に改める。
 附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。
 附則第2項に見出しとして「(熊本県収入証紙条例の一部改正)」を付する。
 附則に次の1項を加える。
 (この条例の失効)

3 この条例は、平成21年2月28日限り、その効力を失う。

附 則
 (施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成21年3月1日から施行する。

(熊本県手数料条例の一部改正)

2 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。
 第2条第1項第583号を次のように改める。

(583) 削除

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

3 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。
 別表第1手数料の項中第530号を次のように改める。

530	削除
-----	----

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第97号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年熊本県条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表熊本県氷川警察署の項中「平成17年7月31日における八代郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の区域」を「鏡町下有佐 鏡町有佐 鏡町中島 鏡町下村 鏡町上鏡 鏡町鏡村 鏡町内田 鏡町鏡 鏡町芝口 鏡町野崎 鏡町宝出 鏡町両出 鏡町貝洲 鏡町塩浜 鏡町北新地 東陽町北 東陽町南 東陽町小浦 東陽町河俣 泉町下岳 泉町柿迫 泉町栗木 泉町久連子 泉町椎原 泉町仁田尾 泉町葉木 泉町樅木」に改め、同表熊本本渡警察署の項を次のように改める。

熊本県天草警察署	天草市	天草市のうち 熊本県牛深警察署の管轄区域を除く区域 天草郡苓北町
----------	-----	--

別表熊本県牛深警察署の項位置の欄及び管轄区域の欄を次のように改める。

天草市	天草市のうち 平成18年3月26日における牛深市、天草郡天草町(同町大江のうち通称向辺田地区)及び同郡河浦町の区域
-----	--

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表熊本県氷川警察署の項の改正規定 公布の日

(2) 別表熊本県本渡警察署の項及び熊本県牛深警察署の項の改正規定 平成18年3月27日

